

○経済産業省令第二十一号
計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十五日

経済産業大臣 茂木 敏充

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中、第三款 使用中検査の方法（第五百四十九条）を

「第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法
第二目 器差検査の方法（第五百

（第五百四十九条）に、「第一千二十六条・第一千七十七条」を、「第一千二十六条」に改める。

第六条及び第六十四条中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。

第六章及び第七章中（二〇〇七）を（二〇一三）に改める。

第四百七十七条を次のように改める。

（表記）
第四百七十七条 量器用尺付タンクの表記事項は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百七十八条を次のように改める。

第四百七十八条 削除

第四百七十九条を次のように改める。

（材質）

第四百七十九条 量器用尺付タンクの材質は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百八十条を次のように改める。

（性能）

第四百八十条 量器用尺付タンクの性能は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百八十一条から第四百八十六条までを次のように改める。

第四百八十一条から第四百八十六条まで 削除

第四百八十七条を次のように改める。

（検定公差）

第四百八十七条 量器用尺付タンクの検定公差は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百八十八条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第四百八十八条 量器用尺付タンクの構造検定の方法は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百八十九条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第四百八十九条 量器用尺付タンクの器差検定の方法は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百九十一条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第四百九十一条 量器用尺付タンクの性能に係る技術上の基準は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百九十二条を次のように改める。

（使用公差）

第四百九十二条 量器用尺付タンクの使用公差は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百九十三条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第四百九十三条 量器用尺付タンクの器差検査の方法は、日本工業規格 B 八五七三（二〇一一）による。

第四百九十四条を次のように改める。

（表記）

第四百九十四条 密度浮ひょうの表記事項は、耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう（以下「浮ひょう型密度計」という。）にあっては日本工業規格 B 七五二五（二〇一三）「浮ひょう」密度浮ひょう附属書 J A に、液化石油ガス用浮ひょう型密度計（耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。）にあっては日本工業規格 B 七五二五（二〇一三）「浮ひょう」液化石油ガス用浮ひょう型密度計附属書 A による。

第四百九十五条を次のように改める。

(材質)
第四百九十五条 密度浮ひよりの材質は、浮ひよ

り型密度計にあっては日本工業規格B七五二
五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮ひより附
属書J Aに、液化石油ガス用浮ひより型密度計
にあっては日本工業規格B七五二五―一(二〇
一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひより型密
度計附属書Aによる。

第四百九十六条を次のように改める。

(性能)
第四百九十六条 密度浮ひよりの性能は、浮ひよ
り型密度計にあっては日本工業規格B七五二
五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮ひより附
属書J Aに、液化石油ガス用浮ひより型密度計
にあっては日本工業規格B七五二五―一(二〇
一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひより型密
度計附属書Aによる。

第四百九十七条から第五百五条までを次のよう
に改める。

第四百九十七条から第五百五条まで 削除

第四百九十六条を次のように改める。

(検定公差)
第五百六条 密度浮ひよりの検定公差は、浮ひよ
り型密度計にあっては日本工業規格B七五二
五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮ひより附
属書J Aに、液化石油ガス用浮ひより型密度計
にあっては日本工業規格B七五二五―一(二〇
一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひより型密
度計附属書Aによる。

第五百七条を次のように改める。

(構造検定の方法)
第五百七条 密度浮ひよりの構造検定の方法は、
浮ひより型密度計にあっては日本工業規格B七
五二五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮ひよ
り附属書J Aに、液化石油ガス用浮ひより型密
度計にあっては日本工業規格B七五二五―一
(二〇一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひよ
り型密度計附属書Aによる。

第五百八条から第五百十三条までを次のように
改める。

第五百八条から第五百十三条まで 削除
第五百十四条を次のように改める。
(器差検定の方法)
第五百十四条 密度浮ひよりの器差検定の方法
は、浮ひより型密度計にあっては日本工業規格
B七五二五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮
ひより型密度計にあっては日本工業規格B七
五二五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮

ひより附属書J Aに、液化石油ガス用浮ひよ
り型密度計にあっては日本工業規格B七五二五
―一(二〇一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひ
より型密度計附属書Aによる。
第五百十五条から第五百十九条までを次のよう
に改める。

第五百十五条から第五百十九条まで 削除

第五百二十条を次のように改める。

(性能に係る技術上の基準)
第五百二十条 密度浮ひよりの性能に係る技術上
の基準は、浮ひより型密度計にあっては日本工
業規格B七五二五―一(二〇一三)浮ひよ―
密度浮ひより附属書J Aに、液化石油ガス用浮
ひより型密度計にあっては日本工業規格B七五
二五―一(二〇一三)浮ひよ―液化石油ガス
用浮ひより型密度計附属書Aによる。

第五百二十一条を次のように改める。

(使用公差)
第五百二十一条 密度浮ひよりの使用公差は、浮
ひより型密度計にあっては日本工業規格B七五
二五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮ひより
附属書J Aに、液化石油ガス用浮ひより型密度
計にあっては日本工業規格B七五二五―一(二
〇一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひより型
密度計附属書Aによる。

第五百二十二条を次のように改める。

(性能に関する検査の方法)
第五百二十二条 密度浮ひよりの性能に関する検
査の方法は、浮ひより型密度計にあっては日本
工業規格B七五二五―一(二〇一三)浮ひよ―
密度浮ひより附属書J Aに、液化石油ガス用浮
ひより型密度計にあっては日本工業規格B七五
二五―一(二〇一三)浮ひよ―液化石油ガス
用浮ひより型密度計附属書Aによる。

第五百二十三条を次のように改める。

(器差検査の方法)
第五百二十三条 密度浮ひよりの器差検査の方法
は、浮ひより型密度計にあっては日本工業規格
B七五二五―一(二〇一三)浮ひよ―密度浮
ひより附属書J Aに、液化石油ガス用浮ひよ
り型密度計にあっては日本工業規格B七五二五
―一(二〇一三)浮ひよ―液化石油ガス用浮ひ
より型密度計附属書Aによる。

第五百二十四条を次のように改める。

第五百二十四条 削除
第五百二十四条 削除

第五百二十五条を次のように改める。

(表記)
第五百二十五条 アネロイド型圧力計(アネロイ
ド型圧計を除く。以下この章において同じ。)の
表記事項は、日本工業規格B七五〇五―一(二
〇一三)による。

第五百二十六条を次のように改める。

第五百二十六条 削除
第五百二十七条を次のように改める。

(性能)
第五百二十七条 アネロイド型圧力計の性能は、
日本工業規格B七五〇五―一(二〇一三)によ
る。

第五百二十八条から第五百三十六条までを次の
ように改める。

第五百二十八条から第五百三十六条まで 削除

第五百三十七条を次のように改める。

(検定公差)
第五百三十七条 アネロイド型圧力計の検定公差
は、日本工業規格B七五〇五―一(二〇一三)
による。

第五百三十八条を次のように改める。

(構造検定の方法)
第五百三十八条 アネロイド型圧力計の構造検定
の方法は、日本工業規格B七五〇五―一(二〇
一三)による。

第五百三十九条から第五百四十三条までを次の
ように改める。

第五百三十九条から第五百四十三条まで 削除
第五百四十四条を次のように改める。
(器差検定の方法)
第五百四十四条 アネロイド型圧力計の器差検定
の方法は、日本工業規格B七五〇五―一(二〇
一三)による。

第五百四十五条及び第五百四十六条を次のよう
に改める。

第五百四十五条及び第五百四十六条 削除
第五百四十七条を次のように改める。
(性能に係る技術上の基準)
第五百四十七条 アネロイド型圧力計の性能に係
る技術上の基準は、日本工業規格B七五〇五
―一(二〇一三)による。
第五百四十八条を次のように改める。
(使用公差)
第五百四十八条 アネロイド型圧力計の使用公差
は、日本工業規格B七五〇五―一(二〇一三)
による。

第五百四十九条の前に次の目名を付する。

第五百四十九条の前に 次の目名を付する。

第五百四十九条を次のように改める。

(性能に関する検査の方法)
第五百四十九条 アネロイド型圧力計の性能に関
する検査の方法は、日本工業規格B七五〇五
―一(二〇一三)による。

第五百四十九条の次に次の目名を加える。

第五百四十九条の次に 次の目名を加える。

(器差検査の方法)
第五百四十九条の二 アネロイド型圧力計の器差
検査の方法は、日本工業規格B七五〇五―一(二
〇一三)による。

第五百五十条中、「電源を必要とするもの」を、検
出部が電気式のもの」に改める。

第五百五十条の二を削る。

第五百五十一条を次のように改める。

(性能)
第五百五十一条 アネロイド型血圧計の性能は、
電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業
規格T―一五(二〇〇五)非観血式電子血圧
計附属書に、電気式アネロイド型血圧計以外の
アネロイド型血圧計(以下「機械式アネロイド
型血圧計」という。)にあっては日本工業規格T
四二〇三(二〇一三)非観血式機械血圧計附属
書による。

第五百五十一条の二を削る。

第五百五十二条及び第五百五十三条を次のよう
に改める。

第五百五十二条及び第五百五十三条 削除
第五百五十五条を次のように改める。
第五百五十五条 削除
第五百五十七条から第五百六十二条までを次の
ように改める。

第五百五十七条から第五百六十二条まで 削除

第五百六十四条を次のように改める。

(検定公差)
第五百六十四条 アネロイド型血圧計の検定公差
は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本
工業規格T―一五(二〇〇五)非観血式電子
血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計に
あっては日本工業規格T四二〇三(二〇一三)
非観血式機械血圧計附属書による。
第五百六十四条の二を削る。

第五百六十五条を次のように改める。

(構造検定の方法)

第五百六十五条 アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T1115(2005)非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第五百六十六条から第五百七十条までを次のように改める。

第五百七十二条を次のように改める。 削除

第五百七十二条 削除

第五百七十三条の見出しを(電気式アネロイド型血圧計の器差検定の方法)に、同条第一項中「アネロイド型血圧計」を「電気式アネロイド型血圧計」に、同条第二項中「水銀柱ミリメートル表示のもの」を「計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)第五条の規定に基づき水銀柱ミリメートルによる単位が付されているもの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法)

第五百七十三条の二 機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十四条を次のように改める。

(性能に係る技術上の基準)

第五百七十四条 アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T1115(2005)非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十四条の二を削る。

第五百七十五条を次のように改める。

(使用公差)

第五百七十五条 アネロイド型血圧計の使用公差は、電気式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T1115(2005)非観血式電子

血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあっては日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十五条の二を削る。

第五百七十六条を次のように改める。

(性能に関する検査の方法)

第五百七十六条 機械式アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第五百七十七条中「アネロイド型血圧計」を「電気式アネロイド型血圧計」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法)

第五百七十七条の二 機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、日本工業規格T4103(2011)非観血式機械血圧計附属書による。

第八百四十四条第一項第二号中(平成四年政令第三百五十七号)を削る。

(表記)

第九千条 浮ひょう型比重計の表記事項は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千一条を次のように改める。

(材質)

第九千一条 浮ひょう型比重計の材質は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二条を次のように改める。

(性能)

第九千二条 浮ひょう型比重計の性能は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千三条から第九千九条までを次のように改める。

第九千九条から第九千九条まで 削除

第九千九条を次のように改める。

(検定公差)

第九千九条 浮ひょう型比重計の検定公差は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第十一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月十五日から施行する。

第九千一条を次のように改める。

(構造検定の方法)

第九千一条 浮ひょう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二条から第九千六条までを次のように改める。

第九千七条を次のように改める。

(器差検定の方法)

第九千七条 浮ひょう型比重計の器差検定の方法は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千八条から第九千二十二条までを次のように改める。

第九千二十三条を次のように改める。

(性能に係る技術上の基準)

第九千二十三条 浮ひょう型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二十四条を次のように改める。

(使用公差)

第九千二十四条 浮ひょう型比重計の使用公差は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二十五条を次のように改める。

(性能に関する検査の方法)

第九千二十五条 浮ひょう型比重計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二十六条を次のように改める。

(器差検査の方法)

第九千二十六条 浮ひょう型比重計の器差検査の方法は、日本工業規格B7525-3(2011)浮ひょう型比重計附属書Bによる。

第九千二十七条を削る。

附則

第一条 この省令は、平成二十五年四月十五日から施行する。

(機械式アネロイド型血圧計の型式の承認の基準に係る特例)

第二条 この省令の施行の日前に計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という)第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認(以下「型式の承認」という)の申請がされた機械式アネロイド型血圧計の型式についての法第七十七条第二項(法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む)の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

(現行型式機械式アネロイド型血圧計の基準適合義務に係る特例)

第三条 前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する機械式アネロイド型血圧計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第九十一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるもの規定の適用については、平成三十年四月十四日まで、なお従前の例による。